

福岡医発第357号(地)
平成30年 4月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「麻しん対策の更なる徹底」及び「麻しん患者報告数の
増加に伴う海外渡航者への注意喚起について」

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起については、平成30年4月18日付福岡医
発第241号(地)にて貴会宛ご連絡いたしました。

今般、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化す
る時期であることから、麻しん対策の更なる徹底等について、別添のとおり厚生労働省
より日本医師会並びに福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課を通じて周知方依頼
がありました。また、同省より海外渡航者への注意喚起のためのリーフレットが作成さ
れました。

本件は、医療機関に対して、麻しんを意識した診療を行うこと、麻しんと診断した場
合には速やかに届け出ること、院内感染予防対策を講じることを改めて依頼するととも
に、海外渡航者に対して渡航前に麻しんの既往歴や予防接種歴等を確認して予防接種を
検討すること、帰国後2週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意する
ことを求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する
周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
副会長 山下拓郎

(健Ⅱ36F)

平成30年4月27日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

「麻しん対策の更なる徹底」及び「麻しん患者報告数の増加に伴う海外渡航者への注意喚起」について

「麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について」は、平成30年4月12日付（健Ⅱ18F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期であることから、麻しん対策の更なる徹底等について、厚生労働省より本会宛別添の周知方依頼がありました。また、同省により海外渡航者への注意喚起のためのリーフレットが作成されました。

本件は、医療機関に対して、麻しんを意識した診療を行うこと、麻しんと診断した場合には速やかに届け出ること、院内感染予防対策を講じることをあらためて依頼するとともに、海外渡航者に対して、渡航前に麻しんの既往歴や予防接種歴等を確認して予防接種を検討すること、帰国後2週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意することを求めるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜 菴 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

麻疹対策の更なる徹底について（協力依頼）

麻疹については、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

本年 4 月 11 日、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻疹患者数の増加が報告されていることを受けて、他の都道府県等への感染拡大が予想されたため、「麻疹発生報告の増加に伴う注意喚起(平成 30 年 4 月 11 日厚生労働省結核感染症課長通知)」において、注意喚起を依頼しているところです。その後、沖縄県内で感染した方が、他県において発症している状況です。

今後、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期でありますので、貴会におかれましても、貴会会員に対し、下記について改めて広く周知していただき、更なる麻疹対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 発熱や麻疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事等へ速やかに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

参考：麻疹とは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kanbenshou/measles/index.html

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 26 日

公益社団法人 日本医師会 御中

健康局結核感染症課

麻しん患者報告数の増加に伴う海外渡航者への注意喚起について
(協力依頼)

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

本年 4 月 11 日、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されていることを受けて、他の都道府県等への感染拡大が予想されたため、「麻しん発生報告の増加に伴う注意喚起(平成 30 年 4 月 11 日厚生労働省結核感染症課長通知)」において、注意喚起を依頼しているところです。その後、沖縄県内で感染した方が、他県において発症している状況です。

今後、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期でありますので、海外渡航者への注意喚起のため、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。

海外渡航者に対して、以下の 2 点について周知しているところですが、貴会会員へも、周知いただきますようお願いいたします。

1. 麻しんにかかったことが明らかでない場合、渡航前には、麻しんの予防接種歴を母子健康手帳などで確認し(※)、2 回接種していない場合は予防接種を検討すること
※麻しんの既往歴や予防接種歴が不明の場合は抗体検査を検討すること
2. 帰国後には、2 週間程度は麻しん発症の可能性も考慮して健康状態に注意すること

別添 1：麻しんリーフレット（出国前の注意事項）

別添 2：麻しんリーフレット（帰国後の注意事項）

参考

- ・厚生労働省 ゴールデンウィークにおける海外での感染症予防について
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/travel-kansenshou.html
- ・渡航者向けの麻しんの予防啓発活動に「マジンガー Z」を起用
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172672.html>

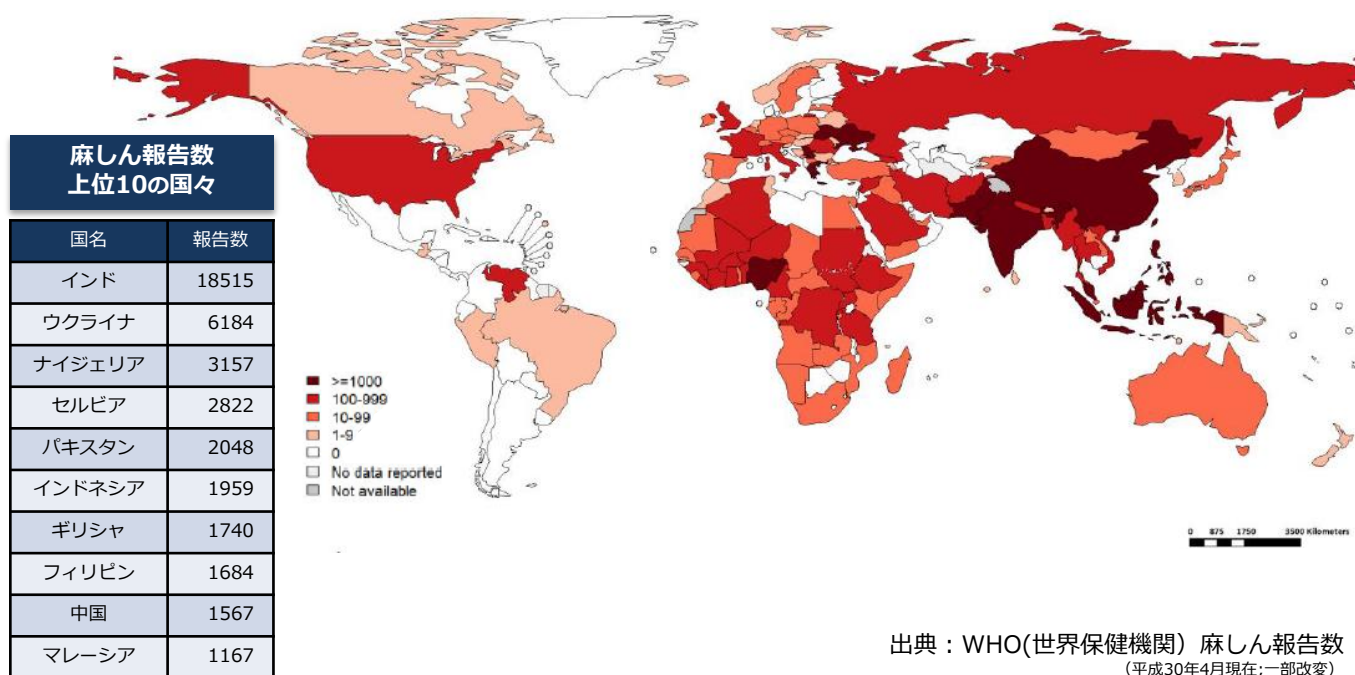
「麻疹（はしか）」は 世界で流行している感染症です。

海外に行く方で、麻疹（はしか）にかかったことが明らかでない場合

海外に行く前に

- ✓ 麻疹の予防接種歴を母子健康手帳などで確認しましょう
 - ✓ 2回接種していない方は、予防接種を検討してください
- （麻疹にかかったかどうかや予防接種歴が不明の場合は抗体検査を検討してください）

世界における麻疹の発生状況 （平成29年9月～平成30年2月）



詳しくは
こちら

🔍 麻疹について 厚労省 検索

厚生労働省
麻疹について ▶



ま

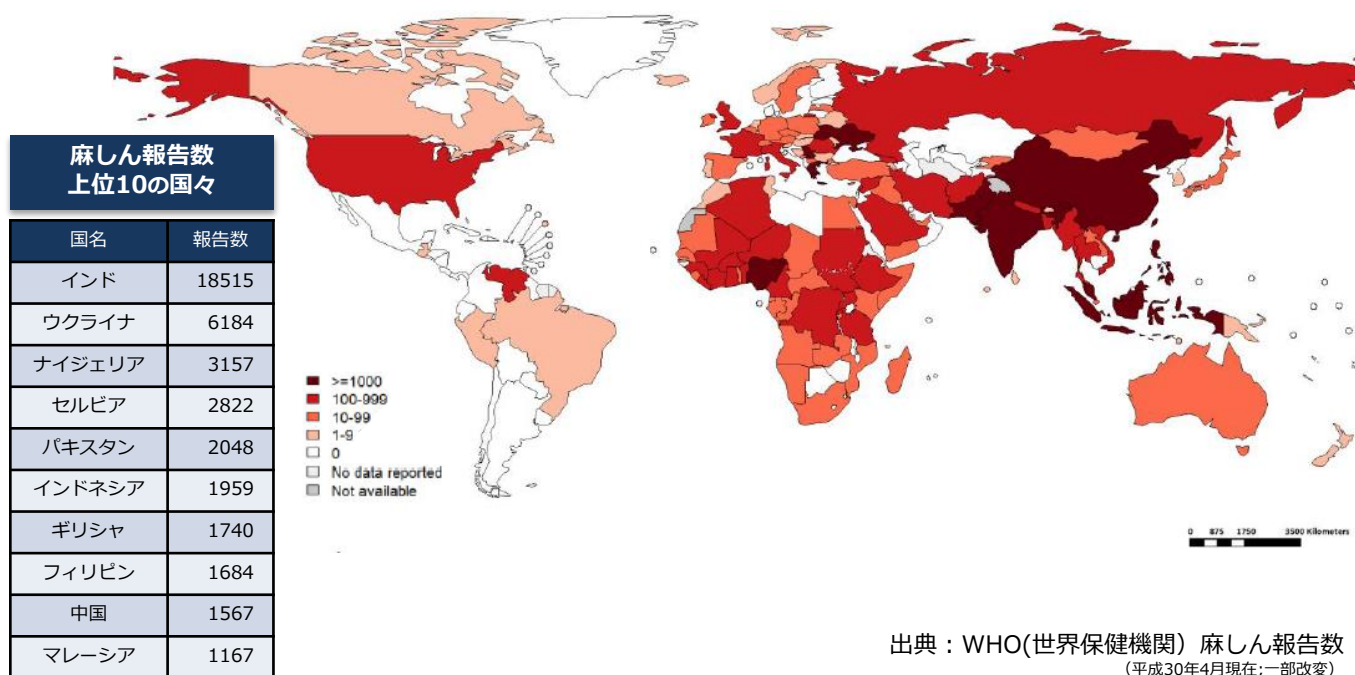
「麻疹（はしか）」は 世界で流行している感染症です。

海外に行った方で、麻疹（はしか）にかかったことが明らかでない場合

帰国した後に

- ☒ 帰国後2週間程度は健康状態（特に、高い熱や全身の発しん、せき、鼻水、目の充血などの症状）に注意しましょう

世界における麻疹の発生状況 (平成29年9月～平成30年2月)



詳しくは
こちら

🔍 麻疹について 厚労省 検索

厚生労働省
麻疹について ▶



30 疾病第 477 号

平成 30 年 4 月 27 日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会長
一般社団法人福岡県私設病院協会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)



麻しん対策の更なる徹底について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

麻しん対策については、平成 30 年 4 月 13 日付 30 疾病第 217 号で依頼したところですが、厚生労働省健康局結核感染症課から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、今後、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期となりますので、貴会会員に対し、更なる麻しん対策の徹底を周知いただきますようお願いいたします。

(担当)

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 中村

TEL:092-643-3268

FAX:092-643-3331

健感発 0 4 2 6 第 1 号
平成 3 0 年 4 月 2 6 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

麻疹対策の更なる徹底について（協力依頼）

麻疹については、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

本年 4 月 11 日、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻疹患者数の増加が報告されていることを受けて、他の都道府県等への感染拡大が予想されたため、「麻疹発生報告の増加に伴う注意喚起(平成 30 年 4 月 11 日厚生労働省結核感染症課長通知)」において、注意喚起を依頼しているところです。その後、沖縄県内で感染した方が、他県において発症している状況です。

今後、ゴールデンウィークもあり、国内・海外の旅行等により、人の移動が活発化する時期でありますので、貴自治体におかれましても、貴管内の医療機関に対し、下記について改めて広く周知していただき、更なる麻疹対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事等へ速やかに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

参考：麻疹とは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kanzenhou/measles/index.html